



三重県公報

平成30年7月27日(金)

第 3026 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
498	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	2
499	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	3
500	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	3
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	4
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
正 誤			
	平成30年5月11日付け三重県公報第3004号	(治 山 林 道 課)	4
	平成30年5月18日付け三重県公報第3006号	(同)	5

告 示

三重県告示第 498 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所及び紀宝町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 30 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

山下太郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市五郷町寺谷字下カカヅル 1196

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

南 広

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市飛鳥町佐渡字西セト 756

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

田中史男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市井戸町字弓場 4290

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

池田睦夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南牟婁郡紀宝町成川字石の前 73 の 1、73 の 9

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、熊野市役所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 499 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南濃北勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市北勢町大字二之瀬字御弁当谷国有林 37 林班内	旧	15.05～16.41	35.25
	新	15.05～16.99	35.25

三重県告示第 500 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 度会大宮線	度会郡度会町川上字樋ノ谷 599 番 2 地先内	平成 30 年 7 月 27 日
県道 度会大宮線	度会郡大紀町永会字東河内 2982 番 6 地先内	平成 30 年 7 月 27 日

県道 安乗港線	志摩市阿児町国府字阿し原 4173 番 2 地先 から 志摩市阿児町国府字阿し原 811 番 2 地先 まで	平成 30 年 7 月 27 日
県道 信楽上野線	伊賀市平野清水 641 番 9 地先 から 伊賀市服部町字尾崎 1825 番 33 地先 まで	平成 30 年 7 月 31 日
県道 甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字焼尾 10149 番 1 地先 から 伊賀市玉瀧字焼尾 10150 番 1 地先 まで	平成 30 年 7 月 27 日

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
平成 30 年 7 月 11 日から平成 31 年 2 月 5 日まで
- 3 作業地域
津市一志町全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

平成 30 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（一級水準測量）
- 2 作業期間
平成 30 年 7 月 11 日から平成 31 年 3 月 12 日まで
- 3 作業地域
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

平成 30 年 7 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業期間
平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 15 日まで
- 3 作業地域
桑名市及び桑名郡木曾岬町

正 誤

平成 30 年 5 月 11 日付け三重県公報第 3004 号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ 行

誤

正

23 6 及び 7 （「次のとおり」は省略し、その関係 （「次の図」及び「次のとおり」は

書類を三重県農林水産部治山林道課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。) 省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

平成 30 年 5 月 18 日付け三重県公報第 3006 号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
4	5	立木の伐採の限度	立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>